

サンデークラブの規約

1. 名称 このクラブは「サンデークラブ」と言う。
2. サンデークラブのモットーは、「テニスを楽しんで♪、心も体も、健康に、元気になろう！」とする。
3. 入会
入会は、会長が入会の許可を行い、以下の手続きを経て認められる。
 - (1) 入会時に1年間分の会費を支払う。
年度途中での入会の会員は、翌年分の会費に限り、年会費の月割りで入会時の月から12月までの分を支払うものとする。
例えば、入会が10月であった会員は、入会時に1年分の会費(12,000円)を支払い、翌年分は、12月までの3か月分(3,000円)の支払いとなる。
 - (2) 入会時に自己紹介等必要事項(別紙1)を会長に提出する。
 - (3) 会員の名簿管理を「テニス365」で行う。
既に入力済みのものを参考に、それぞれ可能な範囲で入力する。
4. 退会
 - (1) 退会は、本人からの届け出により認められる。
 - (2) 退会の場合、すでに収めた会費は理由の如何に関わらず返金しない。
5. 会費
 - (1) 会費は毎年1月1日を年の開始日とし、1年分を一括、前年末近く(11月~12月)に前払いする。
 - (2) 会員は継続の意思を毎年年末近くに明確にし、継続する場合は、翌年の練習への参加の如何にも関わらず、年会費を支払う。
 - (3) 年会費は12,000円とする。
 - (4) 夫婦会員は以下を条件として、一人分の年会費(12,000円)とする。
条件) 練習等への参加は常にどちらか一方とし、二人同時に参加する場合は、参加時に所定のビジター料を支払う。
また、柏市主催のテニス大会等にサンデークラブ会員として参加する場合はサンデークラブが決定した大会参加の決定事項に従う。
 - (5) ビジターからは所定のビジター料を徴収する。
 - (6) 会費の用途は、原則、練習用ボールの購入、コート使用料とし、その他、対外試合等

のために必要なクラブ活動費は、総会の承認を得る。

- (7) ビジター料は、練習時間4時間600円とする。

雨天等で練習時間が短縮された場合は、柏市のコート使用料の払い戻し額に準じて、減額する。

すなわち、2時間で中止した場合は、ビジター料300円とし、2時間以内、4時間以内の場合は、柏市のコート使用料の払い戻し額※に準じるものとする。

(※) 練習時間1時間以内は無料、1時間を超え、2時間までは、300円、3時間以内は300円、3時間を超え、4時間は、600円

また、冬時間(10(1)項)の場合は、練習時間3時間500円とする。

6. 運営

クラブの運営は役員及び全会員の責任に於いてこれを行う。

7. 役員

- (1) 役員は会長、会計係、イベント係、テニスオフ係とする。
- (2) 役員は総会に於いて決定する。
- (3) 役員の任期は以下とする。ただし、再任を妨げない。
会長(2年)、会計係(1年)、イベント係(1年)、テニスオフ係(1年)

8. 総会

- (1) クラブ運営の為の最高決定機関であり、全会員は総会出席の義務を負う。
総会への会員以外の出席は認められない。
欠席者は事前に議長へ委任状を提出する。委任状は電子メールでも認められる。
総会までに委任状の提出がない場合は、議長に委任したものとする。
- (2) 定期総会は、年1回(通常、1月)とし、必要に応じて臨時総会を開催する。
- (3) 総会は役員が召集し、会長が議長を務める。
会長が都合により出席できない場合は、総会において議長を選出する。
総会の決議事項等の記録を残すために、議長は議事録を取る書記を指名する。
- (4) 総会は委任状を含め3分の2以上の出席により成立する。
- (5) 総会での決議は全会一致により成立する。
- (6) 総会の議案は、原則、会計報告(予算案含む)、役員を選任、年活動計画(対外試合参加含む)とする。
ただし、その他に議案がある場合には、この限りでない。

9. 年間行事

- (1) 年間行事は以下の通りとする。
総会（1月）、暑気払い（7月）、合宿（10月）、忘年会（12月）とし、合宿はクラブ内の大会でも代用できる。
- (2) イベント係は行事の企画等を責任をもって行い、全会員はイベント係に協力する。

10. 日常の活動

- (1) 練習日は、原則、日曜。時間は13時～17時。土曜・祝祭日にコートがとれ、本規約に定めるに人数が確保される場合は、練習を行うことができる。
また日没の早い冬季（11月～1月）は、13時～16時（冬時間）とする。
参加予定者が7名に満たない場合は、テニスオフ係は、ビジターを募集する。
練習中止の判断は以下のとおりとする。
 - ・参加者が3人未満の場合は中止とする。
 - ・練習参加者が3人の場合は、練習当番が参加予定者と連絡を取り、練習を実施するかを決定しメンバーへ連絡する。
 - ・練習当番は、当日の天候を判断し、管理事務所とも相談の上、中止の場合はメールによりメンバーへ連絡（AM11時までに連絡）するとともに、管理事務所へキャンセルの申請を行う。天候が微妙でも実施する場合は、実施する旨の連絡を行うのが望ましい。
- (2) 会員は、毎月定められた期間に柏市等の公営テニスコートの抽選の申し込みを行う。
- (3) 練習当番は、テニスコート使用料の納付、NEW ボールの準備、および会計係不在時のビジター料の徴収を行う。
会員は、クラブの円滑な運営を推進する為に、練習日時の連絡、テニスコート使用料の納付、テニスボール等用具の管理に協力する。
- (4) 会員は、テニス 365 への予定登録（参加／不参加／未定）を予定日の1週間前までに実施する。遅刻、早退での参加の場合は予定時間をテニス 365 に記入する。（事務局へのキャンセル連絡やテニスオフの募集のため）
また、サンデークラブへのテニスオフ経験者等で会長が認めたビジター（準会員）は、本人の希望によりテニス 365 で事前にサンデークラブの練習参加予約ができるようにする。
- (5) 必要に応じ、コートの状況（ローラを引いて土がローラにつかない程度の状態）を確認し、ローラによるコート整備を行うとともに、砂埃飛散防止、凍結防止のために粉末を散布する。

11. 会員募集

会員の募集は必要に応じて行う。

12. クラブの解散

- (1) 会員よりクラブの解散の提案があった場合には、総会で決議する。
- (2) クラブ解散時は、解散時の会費の残金を解散時点の会員へ当分に分割し返却する。

13. その他

- (1) 練習・試合中及び移動中の事故、怪我等は会員の自己責任とする。
- (2) 商売、政治、宗教などは、当クラブに持ち込まない。

14. 補足

この規約は平成24(2012)年1月15日から適用する。

15. 改定記録

改定0	2012年1月14日	にちよう倶楽部解散に伴い、総会で新規約承認
改定1	2012年2月18日	新クラブ名、モットー決定に伴う改定
改定2	2014年2月3日	夫婦会員取り扱い追加、過去総会了承事項の追加
改訂3	2016年2月8日	総会決議に基づき、会費の用途を追加(5.(6)項)
改訂4	2019年1月31日	過去総会了承事項の追加(別紙2の3項、5項)
改訂5	2019年1月26日	総会決議に基づき、総会委任状の提出のない場合の 取り扱い追加(8(1)項)及び総会書記指名追加(8(3)項)
改訂6	2020年1月19日	総会決議に基づき、ビジター料金を500円から600円に 変更(5(4)、(5)項) 役員のコーチを廃止(7(1)項、(3)項) 記載適正化(10.(1)、(2)、別紙2の2.、5.、6.) 別紙2の4.の追加(2019年総会決議)
改訂7	2024年1月23日	総会決議に基づき、 ・別紙2を廃止し、本体規約に繰り入れおよび廃止 (繰り入れ 3(3)、5(7)、10(1)(4)(5)項) (廃止 別紙2 2.新たなコート確保、5.柏大会) ・会費用途の変更(合宿・親睦会補助の廃止)(5(6)項) ・役員(テニスオフ係)の追加(7(1)(3)) ・その他過去の総会決議事項の記載漏れの追記 (3、5(7)、10(1)(3)項)

以上

年度
サンデークラブ新規入会・更新申込書

サンデークラブ 御中

(注) 更新の場合は、住所、電話、メールアドレスに変更があれば記載してください。

何れかに☒を付けてください。

- サンデークラブに入会を希望します。
 サンデークラブの更新を希望します。

〒： _____ 住所： _____

※1 自宅電話： _____

※1 携帯電話： _____

※2 携帯メールアドレス： _____

※2 PCメールアドレス： _____

※1、※2：何れか記載（どちらも記載可）

ふりがな

氏名： _____ 生年月日※3： _____

※3 女性の場合は記載しなくても可。

入会金：12,000円

年会費： _____

テニス歴(自称テニスレベル：初級、中級、上級)

ご意見・ご要望等 (If any)

※お預かりした個人情報は、連絡等サンデークラブの運営のみに使用いたします。